

令和4年度予算における地方消費税収(引上げ分)の使い道について

引上げ分に係る地方消費税収については、地方税法第72条の116第2項の規定により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に充てるものとする。」とされております。

また、社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)においても、「消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く。)については、その用途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する。」とされております。

本町としましては、上記趣旨を踏まえ、引上げ分に係る地方消費税収の用途について明確化することとしましたのでお知らせします。

なお、令和4年度予算における引上げ分に係る地方消費税収の用途については以下のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金(社会保障財源分)

120,000 千円

【歳出】

消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費

1,365,062 千円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源				一般財源
			国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税収 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	248,484	184,950	0	0	9,200	54,334
	老人福祉事業	10,821	0	0	1,437	2,200	7,184
	児童福祉事業	690,474	506,082	0	12,908	24,100	147,384
	小計	949,779	691,032	0	14,345	35,500	208,902
保健衛生	予防事業	33,777	712	0	0	7,500	25,565
	小計	33,777	712	0	0	7,500	25,565
社会保険	国民健康保険事業	116,364	49,006	0	0	18,500	48,858
	後期高齢者医療事業	45,754	42,477	0	0	1,300	1,977
	介護保険事業	219,388	10,167	0	0	57,200	152,021
	小計	381,506	101,650	0	0	77,000	202,856
合計		1,365,062	793,394	0	14,345	120,000	437,323

令和4年4月29日

錦町長 森本 完一